

電気・電子機器関連製品に係る **RoHS** 指令

RoHS指令とは欧州連合(EU)における、電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限(**R**estriction of the use of certain **H**azardous **S**ubstances in electrical and electronic equipment)に関する指令の略称です。



【対象製品（商品カテゴリー）】

製品群	主な製品
大型家庭用電気製品	冷蔵庫、洗濯機、エアコン
小型家庭用電気製品	掃除機、アイロン、時計
IT及び電気通信機器	パソコン、コピー機、携帯電話
民生用機器	テレビ、ビデオカメラ、オーディオ機器
照明器具	家庭用以外の蛍光灯、ランプ
電動工具	電気ドリル、ミシン
玩具、レジャー・スポーツ用品	ビデオゲーム、電気電子部品を含むスポーツ器具
医療機器	心電図、透析機器
監視及び制御機器	煙感知器、測定機器
自動販売機	飲料自動販売機、ATM
上記カテゴリーに入らないその他の電気電子機器	

電気電子機器製品等の部品、塗料、梱包材など各種部材について、多くのご依頼を頂いております。

【対象物質と許容濃度】

対象物質	略号	最大許容濃度	主な用途
鉛	Pb	0.1% 1000ppm(mg/kg)	蓄電池
水銀	Hg	0.1% 1000ppm(mg/kg)	計量器
カドミウム	Cd	0.01% 100ppm(mg/kg)	ニカド電池
6価クロム	Cr ⁶⁺	0.1% 1000ppm(mg/kg)	メッキ材料
ポリ臭素化 ビフェニル	PBB	0.1% 1000ppm(mg/kg)	難燃剤
ポリ臭素化 ジフェニルエーテル	PBDE	0.1% 1000ppm(mg/kg)	難燃剤
フタル酸 ビス(2-エチルヘキシル)	DEHP	0.1% 1000ppm(mg/kg)	可塑剤
フタル酸 ブチルベンジル	BBP	0.1% 1000ppm(mg/kg)	可塑剤
フタル酸ジブチル	DBP	0.1% 1000ppm(mg/kg)	可塑剤
フタル酸ジイソブチル	DIBP	0.1% 1000ppm(mg/kg)	可塑剤

※2011年に改正されたRoHS(RoHS2とも称する)ではフタル酸類を含む10物質を規制対象としています。

※濃度の分母は均質材料(機械的に分離できる最小単位)の重量です。

上越環境科学センターでは、簡易分析として蛍光X線分析、精密分析としてICP発光分光分析法、原子吸光分析法等によりRoHS指令に対応した分析が可能です。

*PBB類、フタル酸類は外部委託となります。



一般財団法人 上越環境科学センター

〒942-0063 新潟県上越市下門前1666番地

TEL : 025-543-7664 FAX : 025-543-7882

E-mail : (総合) info@jo-kan.or.jp URL : <https://www.jo-kan.or.jp>

お問合せ窓口：業務課 又は 検査一課